

補充と多義性*

松瀬 憲司

Suppletion and Polysemy

Kenji MATSUSE

(Received September 1, 1998)

This paper reconsiders the evolution of the system of the modal auxiliary verbs in English. They were originally lexical main verbs. Then they became preterite-present verbs and were also morphologically distinguished from other main verbs. In a sense, the anomalism put them into the process of grammaticalization, which have made them functionally transform into what we call modal auxiliaries. This is the first level. The second is characterized by "suppletion" and "polysemy." The former phenomenon is closely related to the exchange between the old and the new meanings among the modal auxiliaries, and the latter signifies the co-existence of more than one meaning, usually root and epistemic, in a single auxiliary verb. The "root-epistemic" distribution of the polysemous modal auxiliaries has to be captured not only synchronically, but diachronically as well. This viewpoint taken in the present study concludes that the epistemic meaning of *may* has been derived from the root meaning denoting "ability," instead of "permission."

Key words: root/epistemic modality, polysemy, preterite-present verb, grammaticalization, suppletion

1 はじめに

Greenbaum (1996 : 3.25) は, 法性 (modality) を次のように定義している.

- (1) Modality, which is sometimes used to include mood, is a semantic category that deals with two types of judgements: (1) those referring to the factuality of what is said (its certainty, probability, or possibility); (2) those referring to human control over the situation (ability, permission, intention, obligation). The judgements are grammaticalized through the modal auxiliaries: *can, could, may, might, shall, should, will, would, must, ought to*. The same auxiliaries are used for the two types of judgements.¹⁾

また, Bybee & Fleischman (1995 : 2) の枠組みでは次のように規定される.

- (2) Modality, . . . , is the semantic domain pertaining to elements of meaning that languages express. It covers a broad range of semantic nuances — jussive, desiderative, intentive, hypothetical, potential, obligative, hortatory, exclamative, etc. — whose common denominator is the addition of a supplement or overlay of meaning to the most neutral semantic value of the proposition of an

utterance, namely, factual and declarative.

すなわち、法性とは、「意味範疇／領域」であり、それは最も中立的な発話命題の意味価値である、「事實的・陳述的」命題に「付加」されるものである。だが、ここで最も興味深いことは、その法的意味を付加する装置についてであり、英語では、二種類の判断の型が「同一の」法助動詞 (modal auxiliaries) 構文で表されることは普通に行われる。²⁾ ということかと言うと、

- (3) a. This *may* comes as a surprise to those who associate organic food with vegetarianism. [Possibility]
 b. In the meantime, *may* I just confirm a few administrative details? [Permission]
 — Greenbaum (1996 : 80)

(3a) も (3b) も同一の文法形式である法助動詞 *may* を使用した構文だが、それぞれが持つ判断の型／意味領域は「可能性」と「許可」という形で実現される。つまり、同一の法助動詞が一方では、「認識的法性 (epistemic modality)」として機能し、もう一方では、「根元的法性 (root modality) [義務的法性 (deontic modality) と動的法性 (dynamic modality) を含むものとして規定]」として機能するということである。³⁾

この法助動詞の「多義性 (polysemy)」については、通時的な視点からすれば、これまで、小野 (1969), Traugott (1972), Denison (1993 : ch. 11), 中野 (1993 : ch. 6), Bybee & Fleischman (1995 : 5) からも指摘するように、「根元的法性から認識的法性への意味の進化」という方向性が、英語だけでなく多くの言語で見られるという。⁴⁾ このことは、何らかの理由によって、ただ単にある語彙項目の意味が変化したという事実だけでなく、変化した意味と変化する前の意味が同じ語彙項目に共存するに至っている事実と、その隣接する語彙項目の間にも、コーツ (1992) [= Coates (1983)] 流に言えば、「意味のファジィ度」に関わる、微妙な意味の類縁関係を作り上げている事実を浮き彫りにさせる。

そこで、小論では、英語の法助動詞 (とくに *can* と *may* を中心に議論する) がそれぞれ多義的性格を持つに至るまでの経緯を振り返り、それにまつわる様々な現象を明らかにしていくことで、現代英語 (以下 PDE と略記する) の法助動詞体系の成り立ちを整理し直してみたいと思う。その一経過点として、本論の議論で、シェイクスピアの『ソネット集 (*The Sonnets*)』(1609年) を資料とするが、17世紀といえば、中英語 (ME) 期を抜け出し、PDE の文法体系の基礎ができてあがる近代英語 (ModE) 期初期にあたり、法助動詞の体系も大方 PDE のそれと大差ないものになってきている。だが、そこには、PDE とは異なる側面もまた見いだすことができるのである。

小論の構成は次の通りである。次節では、法助動詞の歴史的発達を「過去現在動詞」と「文法化」という観点から整理し、3節においては、法助動詞間の意味の「受け渡し」について記述する。4節では、その具体的な例として、シェイクスピアの『ソネット集』を資料に、17世紀の法助動詞、とくに、CAN と MAY を中心にして、その展開状況を提示することで問題提起をしたい。そして、最後に、5節で全体をまとめることにする。

2 過去現在動詞化と文法化

法助動詞の歴史を振り返ったとき、最初に出くわす事実がこの「過去現在動詞 (preterite-present

verbs)」としての出発である。小野 (1969), 大塚・中島 (1982), Lass (1994:169-170) らを援用しながら説明しよう。

これは、広く印欧語にも見られる現象で、ある動詞の強変化型の活用をする過去形 (または完了形) が現在形として使われはじめ、オリジナルの現在形は姿を消す。それと平行して、オリジナルの過去形消失のギャップを埋めるために、新しく「弱変化」の過去形が作り出される (これも一種の「補充」である)、というものである。そしてこのことが、古英語 (OE) 期に、主に将来法助動詞として発達する一群の動詞に起こったのだった。チャート化すると以下の (4) ようになる。続けて、(4) の OE 期段階で、将来的に法助動詞になる運命の過去現在動詞を (5) に挙げてみる。

(4) Pre-OE :	Present (Strong)	Preterite (Strong)	
	↓	↓ ①	
OE :	ϕ	Present (Strong)	Preterite (Weak)
		↓ ②	↓ ③
ModE :		ϕ	Present (Weak)

(5)	<i>Inf.</i>	<i>Gloss</i>	<i>Pres. Ind. Sg. Ist & 3rd</i>	<i>Pres. Ind. Pl.</i>	<i>Pret. Ind. Sg. Ist & 3rd Pret. Subj. Sg.</i>
	cunnan	“know how to”	cann (CAN)	cunnon	cūþe (COULD) ⁵⁾
	magan	“be able to”	mæg (MAY)	magon	meahte/mihtē (MIGHT)
	*mōtan	“be allowed to”	mōt	mōton	mōste (MUST)
	*sculan	“be obliged to”	sceal (SHALL)	sculon	sceolde (SHOULD)
cf.	āgan	“possess”	āh	āgon	āhte (OUGHT)

N.B. *sculan, *mōtan という不定詞形は文献には現れないもので、再建したものである。また, -on は、他の動詞では、直説法「過去」複数形の語尾として機能する。

(4) と (5) より分かることは、CAN, MAY, SHALL は元々過去形だったものが現在形として使われており ((4) の①の部分)、その新しい過去形である could, might, should は、事実上の「過去の意味 (『時制の一致』等も含む)」として機能する一方で、仮定法的な「現在の意味」としても機能するということ ((4) の③の部分) と、MUST に至っては、新現在形である mōt をも失い ((4) の②の部分)、新過去形である mōste が直説法の現在形と過去形の両方を担う状況になっている ((4) の③の部分) ということである。⁶⁾ この点、MUST の発達に近いものとしては、OUGHT があり、新現在形である āh は消滅し、新過去形の āhte がさらに直説法現在形のみ機能になるという純然たる「第二次過去現在動詞化」が進行している。つまり、PDE において、MUST はまだ、微少なながら新過去形としての機能も保持しているが、OUGHT は完全に過去形としての機能は失っているのである。⁷⁾ しかも OUGHT は、従える不定詞の形態が他の法助動詞とは異なり、PDE では必ず to 不定詞を要求する点で、MUST とは異なっている。Denison (1993:315) が、なかんずく OUGHT を marginal modal と呼ぶ所以である。⁸⁾

以上まとめると、法助詞の「第一次過去現在動詞化」は既に OE 期に完了しており、さらに一部のものは、その後の時期に「第二次過去現在動詞化」までも引き起こしていることになる。MUST などは、新新過去形として、全く違う語彙項目 had to による「補充 (suppletion)」を余儀なくさ

れているのである（しかも、PDE では、have to は、「認識的法性」まで獲得してしまっている）。

さて、次に「文法化 (grammaticalization)」という視点で法助動詞の発達を眺めてみたい。「文法化」については多言を要さないと思うが、例えば、Schwenter & Traugott (1995) で論究されている「～の代わりに」という表現の *instead of*, *in place of*, *in lieu of* を見てみよう。

OE の *stede* “stead” も、古フランス語からの借入語である *place* や *lieu* も、元来「場所」を表す名詞であった。それが、NP1 + *in* + NP2 + *of* + NP3 (NP2 は *stede/place/lieu*) の連鎖で長年使用されている内に、「NP3 のあった『場所』に新たに NP1 を移動させる」という意味から発展し、「NP3 の代わりに NP1 を」という成句的な表現として固まっていった。このように、もともとは内容語であったものが前置詞句のような機能語に推移していくことを一般に「文法化」と呼んでいる。⁹⁾

では、法助動詞における文法化はどのように記述されうるのか。一例として、*OED* (1989², s. v. *can* v1) を取り上げる。この CAN は、もともと一般動詞として出発し、「～を知っている」という意味を持っていた。その意味の他動詞としての用法は 18 世紀まで続き (下例 (6a)), その後廃用となったが、自動詞としての用法は、「擬古的」な用法として現在まで命脈を保っている ((6b)).

- (6) a. No skill of Musick *can* I, ... (Ambrose Philips, *Pastorals*: iv, 23[1710])
 b. Thou *canst* well of wood-craft. (Walter Scott, *The Talisman*: 407[1825])
 c. On al the maners that ye shal *conne* demaunde
 (William Caxton, *Thystorye of the knight Paris & the fayr Vyenne*: 64[1485])
 d. So yung þat sho ne *coute* Gon on fote. (*Havelok*: 111[a1300])

他動詞用法としては、(6a) のような NP に加えて、(6c) のように不定詞を目的語に従え、「～のやり方を知っている」という意味も発達させた (上記 (5) 参照)。また、(6c) では、*conne* “can” が *shal* “shall” と共起していることからわかるように、純粋な法助動詞ではなく、一般動詞としての機能が依然として残存している。¹⁰⁾ しかし、既に、14 世紀には現在の法助動詞の持つ「～することができる」という意味を発達させていたこともまた (6d) より理解できるのである。

このように見てくると、CAN の法助動詞としての発達では、一般動詞の「～を知っている」という意味から出発し (名詞の *ken* 「知識・理解」を思い起こしてほしい)、次いで「～のやり方を知っている」となり、さらに「～することができる」という意味を発達させることで、「～を知っている」という意味要素を排除できた時点で、いわゆる「助動詞」へ機能範囲を狭めて行き (方言的用法は除いて)、文法化を起こしたと考えることができよう。つまり、広く動詞一般として機能するのではなく、それが従える動詞が表す一般命題に対して「判断の型」を「付加する」という「補助」の役割へと機能矮小化を起こしたのである。このことについて Hopper & Traugott (1993: 47) では、“A subset of the main verbs, notably *may*, *can*, *shall*, *do*, etc., has been reanalyzed as a separate category: Modal” と、ライトフット流の「再分析」による統語構造の組み替えを指摘している。また、このことを認知言語論的な「類像性 (iconicity)」で解釈するならば、Giacalone Ramat (1994:133) が指摘するように、意味単位が明確に認知可能な語彙的あるいは文法的な形態素によって表される傾向を持つという「図式的類像性の原理 (principle of diagrammatic iconicity)」が言語の様々な発達段階で関わっているということになる。このような方面からの、法助動詞の発達へのアプローチ法は確かに今後もっと盛んになされるべきだと思う (大堀 1992: 40 参照)。

この「文法化」の背景には、いくつかの要因が絡んでいると考えられるが、OE 期より既に「～

を知っている」を表す *cnāwan* “to know” が存在したことが、CAN が法助動詞へ移行する最大の推進力になったことは間違いあるまい。「言語経済の原則」である。また、その出自が「過去現在動詞」であるため、直説法現在形で1人称と3人称が同形といった変則的な語形変化を持つことが、CANをはじめとする法助動詞を一般動詞から遊離しやすくした点も挙げられるだろう（英語史を通じて、一般動詞の3人称単数現在形は *-(e)th/-(e)s* により形態的に常に区別されてきた）。

以上、法助動詞は、元来から法助動詞として文法範疇化されていたものではなく、英語全体の発展の過程で、一般動詞から形態的・意味的な「差別化」を受けて確立していったものであることが明らかになったかと思う。

3 法助動詞間の意味補充

前節では、英語の法助動詞の発達過程を概略まとめてみたが、それは、「『過去現在動詞』から『文法化』を経て法助動詞へ」というものであった。次に触れなければならない事実は、英語史において、法助動詞間で意味の「受け渡し」による補充が行われたということである。このことは、小野（1969：22）と Traugott（1972：198）で詳しく説明されている。以下に OE と ModE における、CAN, MAY, MUST の意味を比較し、それぞれの意味の消長を挙げてみる。

(7)	“know”	“be able”	“be possible, permitted”	“be obliged”
OE	<i>cunnan</i>	<i>magan</i>	<i>mōtan</i>	(<i>mōtan</i> , etc.)
ModE	know	can	may	must

- (8) CAN1: have intellectual power to → 15世紀まで
 CAN2: have capacity to → 12世紀より
 CAN3: possible contingency → 13世紀より (OED s. v. *can* v¹, II 5, 6による)
 CAN4: permission → 18世紀より

- (9) MAY1: have physical power to → 16世紀まで
 MAY2: have capacity to → OE後期より17世紀まで
 MAY3: eventuality (“may be”) → OE後期より
 MAY4: permission → ME初期より
 MAY5: wish → ME中期より

- (10) MUST1: permission → 15世紀まで
 MUST2: obligation → OE後期より
 MUST3: wish → ME初期より16世紀まで
 MUST4: inferred certainty → ME中期より

(9) の MAY3 について、Denison (1993:298-299) は、Goosens (1982:78-79) を引用し、「*magan* 等の認識的用法は OE 期より見られるが (show the first traces of epistemic use), どれも確立した認

識的意味を持っているとは言えないし、ME 期においてさえも明確な認識的意味の例を見つけるのは困難である」としている。¹¹⁾ この指摘は、(9) の MAY3 が「OE 後期より見られる」としながらも、実際の認識的意味は ME 以降の発達であることを強調しており、理論的前提となるべき「根元的法性から認識的法性へ」という流れの方をより支持することになる。この判断については後に再考しなくてはならないが、少なくとも法助動詞が間違いなく「多義的 (polysemous)」になっていったことを象徴的に表していることにはかわりはない。それを完全に認めるかどうかは別としても、認識的法性の「解釈が可能である」という事実は、とりもなおさず、その語彙項目が根元的法性のみを有しているのではないことを物語っているからだ。

さて、上記 (7)~(10) を見てみると、次のようなことが明らかになる。CAN1 の意味は一般動詞の know に、MAY2 の意味は CAN2 に、MUST1 の意味は MAY4 に、MUST5 の意味は MAY5 に、それぞれ譲り渡されており、MUST2 に関しては、意味的に見れば、これら三法助動詞の中で唯一オリジナルの意味を継承していることになるが、その形態は、前節でも触れたように、第二次過去現在化を経た *must* に変化している。このようなスライド現象は、OE 期における *cunnan* と *cnāwan* の共存が引き金になっていることは既に指摘した通りである。CAN の持つ「~ (のやり方) を知っている」という、言わば「静的能力」から「~できる」という「動的能力」に意味が移行していくと、それは次第に MAY の持つ「~できる」の意味を浸食することになる。一方、非常に意味的に近い「許可」と「義務」を元来持ち合わせていた MUST は、「義務」の方へ傾斜していった (おそらくこのことは、他の法助動詞とは違って、OUGHT がそうであるように、新現在形の *mōt* をも失い、形態上は新過去形の *must* しか生き残れなかったことと無縁ではないのではないか)。¹²⁾ ここに、MAY が「能力」の意味を捨て、「許可」の意味を得る土壌はできあがった。すなわち、CAN と MUST の意味推移に呼応するように、MAY は「能力」の意味を CAN に委譲すると同時に、「許可」の意味を MUST から「補充」し、その意味を継承することになるのである。

次に、法助動詞の「多義性」に目を向けてみると、MAY は MAY3 を MUST は MUST4 を、それぞれ新たに獲得していることがわかる (CAN の場合は、根元的用法の発展形としての CAN3 が新たに派生している)。これらの新しい MAY3 や MUST4 の意味は、いわゆる「認識的法性」と呼ばれるものであり、これらの獲得のプロセスに関しては、それをいかにしてより包括的に説明できるかといった理論上の優劣はともかく、Sweetser (1990) や中野 (1993) で詳しく論じられている (註4 参照)。それよりも今ここで最も気になるのは、CAN が CAN4 を獲得したという事実なのである。

コーツ (1992) は、PDE での CAN と MAY を次の (11) のように分類する。¹³⁾

(11)	CAN	MAY
	Root Possibility (= CAN3)	Epistemic Possibility (=MAY3)
	Ability (= CAN2)	Root Possibility (=MAY4) ¹⁴⁾
	Permission (= CAN4)	Permission (=MAY4)

- (12) a. and we *can* make coffee like this upstairs. —コーツ (1992 : 113)
 b. I am afraid this is the bank's final word. I tell you this so that you *may* make arrangements elsewhere if you are able to. —コーツ (1992 : 166)

(13)	Ability	Root Possibility	Permission	Epistemic Possibility
CAN	41/57	129/148	10/8	0/0
MAY	0/0	7/53	32/14	147/143

N.B. コーツ (1992: 123) による. 斜線左の数字が SEU [Survey of English Usage] コーパス (話し言葉) からのもので, 右の数字が LOB [Lancaster-Oslo Bergen] コーパス (書き言葉) からのものである.

コーツがここで「根元的可能性 (Root Possibility)」と呼んでいるものは, Declerck (1991: 12. 3. 7.) では「理論的可能性 (Theoretical Possibility)」と記述されているもので, “it is possible *to*” または “circumstances allow X” で書き換えられる (ちなみに, 「認識的可能性 (Epistemic Possibility)」は, “it is possible *that*” で書き換えられる). (12) には, その「根元的可能性」の例を挙げている. また, (13) は, CAN と MAY がそれぞれの意味で実際どのように使用されているのかをコーパスを使って調査した結果である.

一見して気づくのは, CAN と MAY には共通する意味があることであり, それは, 「根元的可能性」と「許可」である. まず, 「根元的可能性」だが, (12a) は, 「こんな風に二階でコーヒーを沸かすことができる」, (12b) は, 「可能でしたら, どこか他 (の銀行) で交渉してください」という意に解される. ある意味で, 「公認 (nihil obstat)」とも取れるこの「根元的可能性」だが, 両者は交代可能というわけではない. (12a) は, くだけた話し言葉のコーパスから採取したもので, (12b) はビジネスレターの一節である. つまり, 使用される領域が異なるということである. だが, (13) の数字を比較するとわかるように, 「根元的可能性」の MAY は話し言葉にも現れうる. コーツによれば, しかし, その話し言葉の例はすべて「あらたまった」話し言葉であるらしい. このように, 「根元的可能性」は, 少なくとも MAY が担う部分よりも, その意味の主要部を占めると言えるほど大きな部分を CAN が持っていることは間違いない (我々日本人は CAN の第一義を「～できる」と表現するために, 「能力」の意味が不当に強調される嫌いがあることには注意を要する). 一方, MAY の意味の主要部は「認識的可能性」と言える. したがって, MAY が持つ「根元的可能性」の意味は, どちらかといえば, 周辺的な意味にすぎないことになる. なお, Coates (1995: 61-62) は, MAY における「根元的可能性」と「認識的可能性」が, とくに, 書き言葉の領域において, 「融合 (merger)」する可能性があることを指摘しており, この場合, 読み手は両方の意味をプロセスするという. とすれば, この「可能性」における「根元的」と「認識的」の区別は, ある意味「弱い」, 「ファジィな」ものと言えるのかもしれない (Coates 1995: 64 参照).

次の共通点は, 「許可」という「根元的法性」である. 歴史的には, CAN にも MAY にも, この意味は存在しなかったことは上記の議論で明らかであり ((7)~(9) 参照), 両者ともに法助動詞体系確立の過程で, この意味を「補充」していったのである. 時間的な順序から言えば, まず, MAY が補充し (MAY4), 次いで, CAN が補充を行った (CAN4). 前者の MAY については, この意味補充は, 法助動詞全体における意味のスライド現象の一部として説明可能だが, 後者の CAN に関しては, それでは説明できない. 既に, 「能力 (CAN2)」と「根元的可能性 (CAN3)」を併せ持ち, 多義的になっていた CAN がなぜ, 新たに「根元的法性」である「許可」を補充したのか. ここで大きな疑問点は, なぜ「認識的法性」ではなく「根元的法性」かということである. いわゆる, 法助動詞全般にわたって行われてきた「文法化」の流れに沿うならば, 新たに発展させるべき意味の方向性としては, 「認識的法性」になるはずである. 「客観」から「主観」

へということであれば、なおのことそうであろう。しかし、実際は、その逆の展開を示しているのである。そこで、ここには、これまでとは別個の原理原則が働いているのではないかということが考えられる。では、ここで、上記(13)とコーツ(1992:122)で引用されている Coates (1980a)の指摘を見てみよう。¹⁵⁾

- (14) a. 日常言語においては、MAY と CAN の意味は重なるところはほとんどない。
 b. 重なりがある場合、MAY と CAN はどちらを用いても構わないという関係にあるのではなく、MAY の方はあらたまった言い方である。(下線は筆者)

(14)を念頭に、(13)における「許可」の意味の分布を見てみると、話し言葉で約3倍、書き言葉で約2倍の割合でMAYの方がCANよりも多用されているが、このことは、それぞれの「作用域(register)」の違いによるものと解される。実は、Hofmann(1993:104-105)も次のように指摘している。

- (15) *May* is not used very much any more in this meaning [=“permission”], for it depicts possibility that derives from the speaker’s authority. Most people use *can* instead of *may* as we prefer not to talk about authority in these democratic and egalitarian times, so even if the speaker permits X to do Y, still we would normally say ‘X can Y’ and use ‘X may Y’ only when we want to note the authority of the speaker (e. g. a teacher or a judge). [emphases mine]

「話し手の権威」や「民主主義・平等主義の時代」というキーワードが示すものは、まさにCANが、アメリカ合衆国のイギリスからの独立に象徴される、18世紀以降に現れ始めることに符合する。さらには、次のBolinger(1989:7-8)の指摘は、上述のような社会情勢に対して、CANとMAYがどのように機能分担をしているかを明らかにしてくれる。

- (16) *Can* refers to what a person, thing, or situation is endowed with, whether naturally in place (physical, mental) or implanted (authorized, permitted); it invokes what is immanent, inherent. *May* refers to the external, to what transcends the entity or situation. Where permission is concerned, Leech’s concept of ‘giving’ for *may* (it comes from outside) and ‘having’ for *can* (it is vested in the permittee) fits perfectly, ... There are many ways of formulating the distinction, but my preference is *intrinsic possibility*, or *potentiality*, for *can*, and *extrinsic possibility*, or simply *possibility*, for *may*. [emphases mine]

このように、CANでは、「可能性」が「内側」から「生じる」(“You can...”)のに対して、MAYでは、それは「外側」から「与えられる」のである。後者の場合、典型的に「～してもよい(“You may...”)」という話し手の権威を誘発しがちだが、前者では、表面上は聞き手の「可能性」に行動を委ねる形を取るために(実際上は高圧的な含意を持つ場合があるとしても)、話し手の権威が「覆い隠されて」しまうことになる。このようなCANの特性は、「権威」を最大限に「見えなくして」人間関係を構築しようとする近・現代にとっては、恰好の装置と言えよう。

また、コーツの言う「あらたまり度」の違いも、このCANの「内在的可能性」とMAYの「外在的可能性」の違いに起因すると考えられる。このことは、とくに、1人称疑問文で使用した場

合に顕著になる。すなわち，“Can I～?”とすれば，自らの（内側の）「可能性」をむき出しにした，聞き手に判断を預けない形になり，都合が悪いが，“May I～?”では，あくまで当該の行動を行う可能性に対する判断が，（外側の）聞き手の方から来るということになり，コミュニケーションはよりスムーズに機能すると考えられる。それは，故意に聞き手に「権威」を与えることで，「丁寧さ (politeness)」を生じさせるからである。したがって，この「丁寧さ」は「権威」と表裏一体をなすもう一つのキーワードと言える。¹⁶⁾

以上，PDEの法助動詞体系が確立する間に生じた，各法助動詞間の「意味の受け渡し」について議論してきたが，大きくふたつの流れに分けられるかと思う。ひとつは，ModE初期くらいまでに完了していた，MUST1 → MAY4, MAY2 → CAN2, CAN1 → “know”という「根元的法性」に関わる一大スライド現象とそれに伴う「認識的法性」の獲得である。もうひとつは，CANに起こった，さらなる「根元的法性」の補充である。後者の場合，まさに「補充」と呼ぶにふさわしく，MAYによって既にその同じ意味が存在しているのにもかかわらず，「あらたまり度」や「権威・丁寧さ」といった観点からの意味獲得が必要とされたのだった。その背景としては，18世紀以降の社会情勢，とくに，「自由・民主主義的なイデオロギー」が大きな役割を果たしていたと言える。

4 『ソネット集』におけるCANとMAYの分布が示すもの

前節までは，英語における法助動詞の概略的な発達を記述してきたが，ここで，17世紀初頭，初期ModEでの法助動詞（とくに，CANとMAYに焦点を当てる）の体系的展開を一例として挙げてみることにする。

154のソネット詩からなるシェイクスピアの『ソネット集』（1609年）において，法助動詞のCANとMAYは，その使用頻度を調べてみると，次のような現れ方をする（括弧内には合計数を示している）。

(17)	may/mayst	might/mightst	can/canst	can/canst
	27/12(39)	15/2(17)	54/7(61)	10/1(11)

まず，形態論的観点から指摘しておくべきことは，法助動詞であるにもかかわらず，これらCAN, MAYに，2人称単数形語尾である-(e)stが付加されていることであろう。Görlach (1991: 88-89)は，初期ModEでは，直説法だけでなく仮定法においても，現在形だけでなく過去形においても，この-(e)stが付加されるとしている。ただ，この傾向は，どうもModE期に入ってから加速されたらしく，松瀬 (1996: 81, n. 7)で指摘したように，15世紀の*Secreta Secretorum*の3つの版では，2人称単数で-(e)stの語尾を持つものも見られるが，PDEと同じく「無変化」で現れる法助動詞も観察されている。¹⁷⁾ 初期ModE以後の展開においては，thou自体の衰退により，以前の「無変化」形が2人称単数にも広まっていったのであろう。

さて，次に，その意味の分布だが，前出の(8)および(9)より，ある程度の予想が事前に立てられる。それは，「CAN2 (Ability)とCAN3 (Root Possibility)は見られるだろうが，CAN4 (Permission)はないであろう。MAY1とMAY2 (ともにAbility)は，見つかる可能性がないとは言えない。MAY3 (Epistemic Possibility), MAY4 (Permission [ここではRoot Possibilityをも含

むものと仮定する]), MAY5 (Benediction/Malediction) はすべて発見されるであろう」というものである。

CANに関しては、概ね予想通りで、確かに、CAN4は皆無だった。ただ、CAN2(下例(18a))とCAN3((18b))は見られると言っても、その境界はクリアカットなものではなく((18c)),むしろ「フジャイ」であると言える。¹⁸⁾ コーツ(1992:110-111)にも説明があるように、CANの意味は、中心的な「能力(CAN2)」から周辺的な「可能性(CAN3)」に向かって「漸次的に推移」しているのである。これをコーツは、*gradience*と呼んでいる。CANは、新たにME期に「能力」の意味を補充したわけだが、シェイクスピアの時代に、既にこの「漸次的推移」は生じており、その核意味の拡散が始まっていたのだ。

- (18) a. Thou *canst* not vex me with inconstant mind,
 Since that my life on thy revolt doth lie. (92/9-10)
- b. Then *can* I drown an eye unused to flow
 For precious friends hid in death's dateless night. (30/5-6)
- c. Those parts of thee that the world's eye doth view
 Want nothing that the thought of hearts *can* mend. (69/1-2)

次に、MAYについて見てみると、PDEでの主要な意味である「認識的可能性」のMAY3(下例(19a)), および「許可」の意のMAY4((19b))と「根元的可能性」としてのMAY4((19c)), さらには「祈願」を表すMAY5((19d)の1例のみ)までも見つけることができた。

- (19) a. Duty so great which wit so poor as mine
May make seem bare in wanting words to shoe it, (26/5-6)
- b. I grant thou wert not married to my muse,
 And therefore *mayst* without attainment o'erlook
 The dedicated words which writers use (82/1-3)
- c. From fairest creatures we desire increase,
 That thereby beauty's rose *might* never die, (1/1-2)
- d. If thou dost seek to have what thou dost hide,
 By self example *mayst* thou be denied! (142/13-14)

また、「能力」を表すMAY1/MAY2の痕跡も、次の(20)のような例に見受けられる。

- (20) If I *might* teach thee wit, better it were,
 Though not to love, yet, love, to tell me so — (140/5-6)

Evans(1996:258)は、5行目の前半部を“If I *could* teach you wisdom or direction”と解説していることからわかるように、この*might*には、「能力」の意味が残存していると考えられる。この他にも、はっきりと「許可」や「認識的可能性」を表すMAYと確認できるものを除けば、(19c)のような“so that S may V”構文をとる「根元的可能性」のMAYも含めて、CANとMAYの両方にまたがるような意味領域が多くの例で観察された。ブルック(1998:191)も、現在では、

can や could を使うべき所に may や might が現れている点を指摘している。

以上を整理すると次のようになる。『ソネット集』においては、CAN は、CAN4 の「許可」がないことを除いては、概ね PDE の体系を完成させているが、MAY は、PDE での中心的な意味である「認識的可能性」がその意味の大半を占めるのではなく、むしろ、依然として MAY2 の「能力」を引きずった「根元的可能性」としての MAY4 の分布が高いと言えるだろう。これは、MAY において、「根元的可能性」から「認識的可能性」への意味発達がまだ不完全であることが一因と考えられるかもしれない。

ここでもう一度、前節の (8) と (9) を思い出していただきたい。Traugott や Goosens によれば、MAY3 の「認識的可能性」は OE 後期より見られるということであった。だとすれば、『『根元的法性』から『認識的法性』へ』という流れを考えた場合、少なくとも、MAY4 として ME 初期に補充した「許可」を表す「根元的法性」から、いわゆる「文法化（主観化）」を経て、「認識的法性」の MAY3 が発展したとは考えにくく、それは、オリジナルにあった「能力」を表す MAY1 や MAY2 から受け継がれた「根元的可能性」からの発達であることをむしろ支持する。この点、MAY の「根元的可能性」を「許可」の垂流のように捉えているコーツ (1992) は、共時的説明としては問題ないが、通事的に見れば、事実誤認と言わざるを得ない（だが、なぜか、CAN に関しては、その「根元的可能性」を「能力」からの漸次的推移であると明言している）。

すなわち、ここで重要なのは、Goosens の議論に見られるような、「認識的法性」の意味をどの程度確実に MAY が保持していたのかということではなく、「許可」の意味ではなくて「能力・可能性」の意味から「認識的意味」が派生されるということである。「意味の定着」に関しては、時の流れを待つより他なく、それよりもその意味がいつ最初に「感じられ始めたか」に注目しなくてはならないのである。

このように見てくると、Coates (1995: 62-64) が指摘する、MAY における「根元的可能性」と「認識的可能性」の「融合」の例や、イギリス英語では、ある特定の環境にしか現れない CAN の「認識的可能性」(“can't be” や “Can S be ~? ”) が、アメリカ英語では、他の環境でも現れうるという事実は、この『『根元的可能性』から『認識的可能性』へ』という流れを反映するものと考えてよさそうである。とくに、17 世紀の時点でさえ、十分な「認識的法性」の発達が見られるとは言えない MAY に比較すれば、CAN の場合、18 世紀以降に獲得した「根元的法性」の「許可」の意から新たに「認識的法性」が派生しているとは考えにくいし、Traugott (1989: 36, n. 6) も指摘するように、“can't be” や “Can S be ~? ” という CAN の「認識的法性」が、「許可」を表す CAN よりも早くに見られる事実を説明できないからである。

5 まとめ

英語の法助動詞の発達を歴史的に眺めた場合、次のようにまとめられるだろう。

- (21) 第 1 ステージ：ある一般動詞群の第一次過去現在動詞化
- 第 2 ステージ：一般動詞から法助動詞への分化 + 第二次過去現在動詞化
- 第 3 ステージ：法助動詞間における意味の受け渡し・スライド現象
- 第 4 ステージ：「根元的法性」から「認識的法性」への分化

いわゆる「文法化」は、第2および第4ステージと大きく関わっており、意味の「補充」と「多義性」は、第3および第4ステージから派生する問題である。

このように、英語の法助動詞は、一般動詞から出発して、まず、「過去現在動詞化」を経ることで、他の一般動詞との形態的な差別化が行われ、次に、「文法化」によって、その一般動詞を「補助する」役回りに徹するようになる。ここで法助動詞としての一応の「文法範疇化」が完了する（第1および第2ステージ）。さらに、今度は、一部「第二次過去現在動詞化」を経た後、法助動詞間において、オリジナルの意味を「放出」し、新しい意味を「補充」するスライド現象が起こった。それと相前後して、これまた「文法化（主観化）」の作用により、「認識的法性」をも発達させたのだった（第3および第4ステージ）。ただ、ここで重要なことは、「認識的法性」の出発点が「根元的法性」であることは間違いないのだが、「多義的」な様相を呈する「根元的法性」のうち、MUSTは「義務」、MAYは「能力」というオリジナルな意味が源であると考えられる点である。とくに、後者について、ME初期に新たに補充した「許可」を「認識的法性」の出発点と考えることは、通時的視点からは明らかに問題があるし、PDEにおけるCANの「認識的可能性」の発達を考えた場合、むしろ「認識的法性」は「能力」を出発点とする「根元的可能性」からの進化と捉えることの正当性と説明力の高さに反することになることを指摘した。

註

* 小論は、1995年12月17日と1997年4月12日のKLC（熊本言語学談話会）での筆者の発表内容と1996年2月に作成した共著のMSをまとめ直し、発展させたものである。

- 1) Greenbaumは、ここでは、“grammaticalize”という用語を「当該の意味機能を反映するように文法範疇化する」ほどの意味で用いている。
- 2) Ó Siadhail (1989: 289)には、アイルランド・ゲール語では、認識的法性と根元的法性をそれぞれ別の統語構造で表現することが説明されている。

(i) a. *Caithfidh Máirtín an doras phéinteáil.* (=Máirtín must paint the door.)

b. *Caithfidh sé go bhfuail tú coláiste.* (=It must be the case that you received a college education.)

Caith “to throw, use”の法未来形であるcaithfidh “must”が、(ia)では、an doras phéinteáilという動名詞節をとって根元的法性を表し、(ib)では、go “that”以下の定動詞節をとることで認識的法性を表している。

- 3) 言うまでもなく、この二分法は、Thomas Hofmann氏の1966年の論文、“Past Tense Replacement and the English Modal Auxiliary System,” *Harvard Computational Laboratory Report NSF-17* で初めて提唱された。
- 4) 登田(1995:4)によれば、中野(1993)では、「命題志向的動的用法→客観的認識適用法→主観的認識適用法」というように、法助動詞の意味的発達の方向性は、より厳密に記述され、その核意味が意味構造において作用域を拡大したことによって理論的に、統一的に説明されうるとし、Sweetser(1990)では認識されていない「客観性から主観性へ」という方向性も、もう一つの重要な意味変化の流れであると主張されている(Traugott 1989も参照)。

[Eve Sweetser, *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.]

- 5) このcūþeが、ME期のcoutheやcoudeを経て、PDEのcouldに継承された。したがって、元来couldに“-l-”の綴りはなかったのである。この“-l-”の綴りは、shouldやwouldからの類推によるものである。OED(1989²)によると、16世紀のことであるらしい。
- 6) もちろん、明示的に過去であることを示したいときには、had toを使うという手段があり、こちらの方がむしろ通常行われるやり方である。
- 7) Bybee(1995:514)は、古典的な生成文法における句構造規則の書き換えで、wouldやshouldが、willとshall

に Past Tense を結びつけることで実現されるようなことは、事実には即していないとし、ことに, should には、「過去の読み」はないと指摘する。まさに同じことが、OUGHT にも言えるのである。

- 8) ただ、PDE では、ought to は、実際に oughta /ɔ: tə / という綴りがあるように、一体化して発音されるのが普通なので、見かけ上 (聞こえ上?)、その直後には原形不定詞が生起することになる。このことは、want to が wanna, going to が gonna となる場合にも見られ、いわゆる不定詞標識である to の「取り込み現象」を観察することができる。このように、不定詞標識 to が後景に退くプロセスは、まさに文法化の流れであり、「『～の方向へ』という意味の前置詞」→「不定詞標識」→「先行動詞の一部としての音韻的語尾」と捉えることができる。これは、とくに to の持つ音韻的に単純な構成がその文法化に大きな影響を与えているものと考えられる。
- 9) Schwenter & Traugott では、これら三者の文法化の程度を問題にしているわけだが、最も文法化の進んでいるものが、instead of であり、このことは綴りの上でも、in と stead が続けて書かれることから窺われる。また、この instead of は定動詞 (VP) と動名詞を連結したり (下例 (iia)), 定動詞同士を連結することができるが (iib), in place/lieu of は不可能である。

(ii) a. She watched TV *instead* *place* lieu of studing.

— Thompson1972:241 (Schwenter & Traugott 1995:246 の引用による)

b. I sang *instead* *place* lieu of danced.

— Thompson1972:242 (Schwenter & Traugott 1995:246 の引用による)

[S. A. Thompson, “*Instead of and rather than clauses in English,*” *Journal of Linguistics*, 8, 237-249.]

つまり、in place/lieu of では、依然として、NP 同士の連結しかできないのに対して、instead of は VP の連結まで可能にしている点で、前置詞句の機能をもう一段超えて「副詞/接続詞」句のレベルにまで機能拡大を起こしている (それは、「～の代わりに」という「代替性」よりもむしろ「～ではなくて」という、not が持つ「否定」の機能と言える)。ここには、「A の代わりに B」という NP 間の実際のやりとりが物理的に可能なレベルが、さらに抽象度が上がり、抽象概念 NP のやりとりだけでなく、もともと形のない VP 間のやりとりまで進んだ、“Concrete-to-abstract directionality of metaphorical abstraction” (Bernd Heine, Ulrike Claudi, & Freiderike Hunnemyer, *Grammaticalization: A Conceptual Framework*, Chicago: Chicago Univ. Press., 1991, [Schwenter & Traugott 1995:262 の引用による]) が見られる。そして、その抽象度の高さが、instead of を not と同じ機能にまで押し進めているのである。このように高い文法化の程度は in place/lieu of、とりわけ in lieu of には全く見られない。

同じ外来語でも、place と lieu を比較した場合、前者は既にほとんど「英語化」し、一般生活にしっかりと定着しているが、後者はその発音構成からしても依然として「外来語的」響きを失っていない印象を受ける。両者を比較した場合、in place of の方が in lieu of よりも文法化の度合いが高いのは、このことが原因の一つとなっているようである (だが、面白いことに、in place of は、その place が持つ「通俗性」の故に、句全体の意味に「場所」的な縛りが強化されるという文法化の方向性に逆らうような現象を生じさせている。このことから言えることは、文法化されるアイテムが、現在もなお単体で頻繁に使用されている場合には、その単体としての意味が、文法化した表現の方に影響を与える場合があるということであろう。このことが文法化の「唯一方向性 (unidirectionality)」に逆らうように見えるだけの話であって、実際は、やはり文法化の方向は「一方向的」であると捉えられる)。

lieu の場合、それが持つ payment や reward といった「補償の意味あい」のために、in lieu of は「財政的・法的取引」の文脈で多用され、特に制度上何かを行う文脈では、予見される非現実未来の事象についてしばしば言及される。例えば、

- (iii) With Kaifu at his side on a diplomatic fence-mending mission, Bush lauded Japan at a joint news conference for its role in the gulf war: A promised \$ 13 billion in cash, services and support *in lieu of* military forces barred by its constitution. — Schwenter & Traugott (1995: 258)

「将来的な軍事協力の代わりに金を出す」ということだが、実際ここには、「代替性」は存在しない。なぜなら、そもそも「軍事協力」自体が (日本国憲法で禁止されていることから) ありえないからだ。このため、(iii) の文脈では、実際に代替可能な現実過去の事象に言及する in place of は、語用論的見地から、使用できないことになる。このような意味で、in lieu of はその使用域が非常に限定されていると言える。

以上述べてきたように、一口に文法化と言っても、その度合いは、様々な要素が絡み合っていることから、

きわめて「ファジィな」様相を呈しているのである。

- 10) 方言, 特にスコットランド英語では, 「～することができる」という法助動詞の意味で, なおかつ不定詞としても使用されることが現在でもあると言う (*OED* の下例 (iv) 参照).

(iv) Lady Macbeth, which I never could, and cannot, and never shall *can* act.

(Frances Anne Kemble, *Records of Later Life* : III, 165[1847])

- 11) L. Goosens, "On the Development of the Modals and the Epistemic Function in English," in A. Ahlqvist ed., *Papers from the 5th International Conference on Historical Linguistics*, 74-84, (Amsterdam: John Benjamins, 1982.)
- 12) 松瀬 (1996: 73) でも指摘したように, この MUST と OUGHT、さらには SHOULD に共通する「義務」という意味磁場とそれを担う語彙項目との間の関係を今後通時的に詳細に検討しなくてはならないが, 一つここで指摘できることは, この三者はすべて「第二次過去現在動詞化」を経ているということである. 前二者に関しては, 新現在形が廃用になってしまったこと, そして後者については, 新現在形である shall の主たる意味領域が変化したことがその原因として挙げられる.
- 13) さらに, MAY の方に, Quasi-Subjunctive と Benediction という分類がなされているが, ここでは割愛する.
- 14) コーツ (1992: 165) では, 「許可を与えるのが誰なのか確認できなかったり, 文脈の中に『可能にする状況』が言及されていないような場合, 根元的『可能性』の意味が出てくる」と説明されている.
- 15) "On the Non-equivalence of MAY and CAN," *Lingua*, 50, 209-20.
- 16) 富田 (1995: 174-175) は, この「May I ~ ? 型」は, イギリス英語に典型的で, アメリカ英語では現れないとし, 後者では, むしろ「Can I ~ ? 型」が普通であると報告している. それは, アメリカ社会で好まれる「友愛に基づく丁寧さ」を反映しているからだという. この場合, 相手に「権威」を与えて, 相手との距離を保つことよりも, むしろそれを縮めることの方が丁寧であると考えているのである.
- 17) would や should にも同様に, -(e)st 形が見られるが, must は「無変化」だった. mightst という形は 2 例発見されているので (41/9 と 96/11), * mustst もありそうなものだが, 実際には見つけれなかった. おそらく, /st/ という子音結合の繰り返しを嫌ったためであろう.
- 18) ブルック (1998: 189-190) では, シェイクスピア全体を見渡せば, 一般動詞としての CAN も残存していることが指摘されている.

(v) I've seene my selfe, and serv'd against the French,

And they *can* well on horseback

(*Hamlet*: IV.7.84)

逆に、『ソネット集』では, CAN と “know” の共起も見られた.

(vi) Therefore in that I *can* know thy change.

(93/6)

参考文献

- 綾部志保・今井久恵・大塚富美子・松本麻衣・松本由佳・松瀬憲司. 1996. 「シェイクスピアのソネット (1 ~ 30 番) の法助動詞」 MS.
- Bolinger, Dwight. 1989. "Extrinsic Possibility and Intrinsic Potentiality: 7 on *May* and *Can* + 1." *Journal of Pragmatics*, 13, 1-23.
- Brook, G. L. 1976. *The Language of Shakespeare*. London: Andre Deutsch.
(=ブルック, G. L. 三輪伸春他訳. 『シェイクスピアの英語』松柏社. 1998年.)
- Bybee, Joan L. & Suzanne Fleischman. eds. 1995. *Modality in Grammar and Discourse*. Amsterdam: John Benjamins.
- Bybee, Joan L. 1995. "The Semantic Development of Past Tense Modals in English." In Bybee & Fleischman, 503-517.
- Coates, Jennifer. 1983. *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. London: Croom Helm.
(=コーツ, ジェニファー. 澤田治美訳. 『英語法助動詞の意味論』研究社. 1992年.)
- Coates, Jennifer. 1995. "The Expression of Root and Epistemic Modality in English." In Bybee & Fleischman, 55-66.
- Declerck, Renaat. 1991. *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Tokyo: Kaitakusha.

- Denison, David. 1993. *Historical English Syntax*. London : Longman.
- Evans, G. Blakemore. 1996. *The New Cambridge Shakespeare : The Sonnets*. Cambridge : Cambridge Univ. Press.
- Giacalone Ramat, Anne. 1994. "Iconicity in Grammaticalization Processes." In Simone ed. , 119-139.
- Görlach, Manfred. 1991. *Introduction to Early Modern English*. Cambridge : Cambridge Univ. Press.
- Greenbaum, Sidney. 1996. *The Oxford English Grammar*. Oxford : Oxford Univ. Press.
- Hofmann, Thomas R. 1993. *Realms of Meaning*. London : Longman.
- Hopper, Paul J. & Elizabeth Closs Traugott. 1993. *Grammaticalization*. Cambridge : Cambridge Univ. Press.
- Jucker, Andreas J. ed. 1995. *Historical Pragmatics : Pragmatic Developments in the History of English*. Amsterdam : John Benjamins.
- Lass, Roger. 1994. *Old English : A Historical Linguistic Companion*. Cambridge : Cambridge Univ. Press.
- 松瀬憲司. 1996. 「15世紀の英語散文版 *Secreta Secretorum* の形態・統語現象」『熊本大学英語英文学』, 第39号, 67-85.
- Murray, James A. H. et al. eds. 1989. *The Oxford English Dictionary*. 2nd edition. Oxford : Clarendon Press.
- 中西信太郎. 1976. 『シェイクスピア ソネット集 完訳』英宝社.
- 中野弘三. 1993. 『英語法助動詞の意味論』英潮社.
- 大堀俊夫. 1992. 「イメージの言語学」『言語』, vol. 21, no. 12, 34-41.
- 小野 茂. 1969. 『英語法助動詞の発達』研究社.
- Ó Siadhail, Mícheál. 1989. *Modern Irish : Grammatical Structure and Dialectal Variation*. Cambridge : Cambridge Univ. Press.
- 大塚高信・中島文雄 監修. 1982. 『新英語学辞典』研究社.
- Schwenter, Scott A. & Elizabeth Closs Traugott. 1995. "The Semantic and Pragmatic Development of Substitutive Complex Prepositions in English." In Jucker ed. , 243-273.
- Simone, Raffaele. ed. 1994. *Iconicity in Language*. Amsterdam : John Benjamins.
- 登田龍彦. 1995. 「Sweetser (1990) の書評」MS.
- 富田禮子. 1995. 「許可を表す may の用法—共起する動詞と丁寧さの視点から—」『英語語法文法研究』, 第2号, 167-177.
- Traugott, Elizabeth Closs. 1972. *The History of English Syntax*. New York : Holt, Rinehart & Wilson.
- Traugott, Elizabeth Closs. 1989. "On the Rise of the Epistemic Meanings in English : An example of subjectification in semantic change." *Language*, 65, 31-55.
- Wells, Stanley et al. eds. 1986. *William Shakespeare : The Complete Works*. Oxford : Clarendon Press.